

## 伊達市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、伊達市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

### 記

令和4年度定期監査(前期)に係る監査結果に基づく措置状況報告

令和5年1月24日

伊達市監査委員 山下 茂

伊達市監査委員 山田 勇

告示期間満了日 令和5年1月30日



伊 教 学 第 7 号  
令和 5 年 1 月 20 日

伊達市監査委員 山 下 茂 様  
伊達市監査委員 山 田 勇 様

伊達市教育委員会  
教育長 影 山 吉 則



監査結果に基づく措置通知について（提出）

令和 4 年 12 月 22 日 付け伊監第 58 号で通知のありましたこのことについて、下記のとおり提出いたしますのでよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 提出書類  
措置通知（令和 4 年度）
- 2 対象部局  
教育委員会 生涯学習課

（教育部学校教育課企画総務係）

## 監査結果に基づく措置通知

監査区分	監査対象部局	指摘(要望)事項	措置内容
令和4年度 定期監査	教育委員会 生涯学習課	<p>○使用料等納入事務</p> <p>カルチャーセンター使用料について、会計事務処理要領によれば、一定期間分をまとめて調定する場合は翌月の5日までに調定することとなっているが、これを過ぎて調定処理を行うことが散見された。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>会計事務処理要領に基づき、翌月の5日までに調定するよう事務改善を行いました。今後も適正な事務処理に努めます。</p>
		<p>○使用料等納入事務</p> <p>まなびの里サッカー場の使用料について、規則では前納することとなっているが、一部利用団体については前納となっておらず、督促状を發布していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>納付が遅れた団体に対して、利用申請の早期提出と料金の利用日前納付を徹底する旨の文書を令和4年12月に発出しました。引き続き、申請書の提出がない場合は電話等での提出催促と利用日前の納付を徹底し、前払いがなければ使用できない旨を説明するとともに、期限内での納付を徹底してまいります。</p>
		<p>○補助金等交付事務</p> <p>伊達市地域体育振興会連絡協議会に交付している補助金について、同会より地区ごとに再配分しているが、数年来の新型コロナウイルス感染症の蔓延により事業が中止となっているにもかかわらず、従前どおりの補助金を交付していた。適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>今後は、補助金交付要綱を基に各地域体育振興会の収支決算書の中の対象経費を精査してまいります。また、本来の補助目的に沿った補助金交付要綱の見直しを今年度中に検討してまいります。</p>